

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所6階大会議室

○議事日程

平成29年2月6日（月曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

○出席委員（31名）

1番 早川 英雄 君	2番 早川 誠一 君	3番 佐藤 久雄 君
4番 早川 清治 君	6番 佐藤 善一 君	7番 清水 宗夫 君
8番 兼村 正美 君	9番 石木 治男 君	10番 後藤 利彦 君
11番 大澤 慶一 君	12番 八木 豊明 君	13番 杉山 徳成 君
14番 村井 由和 君	15番 山田 晴重 君	16番 亀山 浩 君
17番 安田 孝義 君	18番 篠田 泰道 君	19番 横井 文雄 君
20番 中島 利彦 君	21番 増井 賢一 君	22番 加藤政比古 君
23番 土屋 尊史 君	25番 野村 茂 君	26番 長屋 芳成 君
27番 日置 香 君	29番 相宮 千秋 君	30番 永井 博光 君
31番 岡田 忠敏 君	32番 伊佐地鐵夫 君	33番 川村 信子 君
35番 岩田 幸子 君		

○欠席委員（1名）

34番 漆畑 和子 君

○委員以外の出席者

経済部長	永田 千春 君	農業委員会事務局長	足立 光明 君
農業委員会事務局課長補佐	長尾 成広 君	農業委員会事務局主任主査	田口 旭 君
洞戸事務所係長	山田 喜一 君	板取事務所主任主査	長屋 守世 君
武芸川事務所課長補佐	桜井 伸一 君	武儀事務所係長	中村 正 君
上之保事務所主事	大野 千春 君		

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（長尾成広君）これより農業委員会総会を始めさせていただきます。市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、佐藤善一会長、ご挨拶をお願いします。

○議長（佐藤善一君）早いもので2月に入りました。プロ野球では12球団がキャンプ入りしましたし、大相撲では待望の日本人横綱が誕生したという事でたいへんうれしく思っております。

さて、私どもの農業委員会も公選制から任命制に変わるという事で定数が19名となります。1月19日には農業委員会法の改正に伴いまして定数の問題で各地域の代表の方にお集まりいただき検討委員会を開催した事をお伝えしておきます。それぞれ地域の実情に合わせて選考していただく訳ですが、難しい問題も抱えておるような話も聞きます。募集に当たりましては、それぞれの立場でご尽力をいただきますようお願いします。

また3月には婚活イベントを予定しておりますが、そちらもご協力をよろしくお願いします。

○事務局課長補佐（長尾成広君）続きまして、経済部長の永田がご挨拶申し上げます。

○経済部長（永田千春君）インフルエンザが流行っているようですので、皆さまお気を付け願いたいと思います。

また、新聞等でご存知かと思いますが、先月山口市で鳥インフルエンザが発生しまして、10キロ圏内に関市も入りいくつかの養鶏場もありますが、幸いこちらには被害が飛び火してこなかったという事で安心をしました。ただ10キロ圏内という事で、消毒ポイントを一ヶ所設けました。広見グラウンドの駐車場です。県の職員が24時間3交代制で防護服を着て、山口市の養鶏場に行った車をそこで一旦止め消毒をしてもらってから関市に入るというふうにやってもらいました。15日の朝の雪が降る中、農務課の職員も出まして、テントを設置しストーブを用意して準備しました。2月1日までやっていただきました。これから暖かくなってくるとそういうリスクも減ってくるとは思いますが、もし万が一関市内で発生した場合には対策本部設置、消毒などの対応をすることになりますので、ご理解ください。

また会長のお話にもありましたが、婚活イベントがありますので、お声掛けをよろしくお願いいたします。

○事務局課長補佐（長尾成広君）続きまして、欠席委員の報告をします。34番漆畑委員です。

○議長（佐藤善一君）ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。31番岡田委員、32番伊佐地委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。議案は1ページからになります。

1番の案件 位置図は1ページになります。

所有権移転 申請地は、肥田瀬地内、新富津橋の北西350mほどに位置する農振農用地である田3,040㎡です。譲受人は申請地を譲り受け農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、農業経営が困難になってきたため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1月19日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

2番の案件 位置図は2ページになります。

所有権移転 申請地は、小瀬地内、瀬尻小学校の北北東230mに位置する農振農用地である田436㎡です。譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、高齢により、農業経営が困難になってきたため、譲り渡すというものです。

1月19日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

3番の案件 位置図は3ページになります。

所有権移転 申請地は、山田地内、山田公民センターの北東210mに位置する農振農用地である田1,492㎡、登記地目田、現況地目畑185㎡及び畑231㎡計3筆1,908㎡です。譲受人は、母である譲渡人より申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、高齢により、農業経営が困難になってきたため、無償にて譲り渡すというもの。

1月19日に現地確認をしたところ、農地性有りと確認しています。

4番の案件 位置図は4ページになります。

所有権移転 申請地は、武儀富之保地内、武儀東小学校の北2,500mほどに位置する農振農用地である田255㎡です。譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、農業経営が困難になってきたため、譲受人の申し出に応じて譲り渡すというものです。

1月19日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

以上、所有権移転に関するもの4件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員から意見をお聞きします。

○2番（早川誠一君）1番の案件について、異議ありません。

○8番（兼村正美君）1番の案件について、異議ありません。

○13番（杉山徳成君）2番の案件について、異議ありません。

○17番（安田孝義君）3番の案件について、異議ありません。ただ無償なのに、議案は有償になっています。

○事務局課長補佐（長尾成広君）無償の間違いです。お詫びして訂正させていただきます。

○19番（横井文雄君）4番の案件について、異議ありません。

○議長（佐藤善一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第1号について、許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第1号の4件については、許可することといたします。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は3ページからになります。

1番の案件 位置図は、5ページになります。

申請地は、平賀町7丁目地内、富岡小学校の北西310mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地1,836㎡のうち896.48㎡です。申請人は、申請地を譲り受けて自己用の住宅、車庫及び農業用倉庫を建築整備したいというものです。

1月19日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、

都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

2番の案件 位置図は、6ページになります。

申請地は、1番の案件と同じ筆内であり、平賀町7丁目地内、富岡小学校の北西310mほどに位置する畑、1,836㎡のうち649.79㎡です。申請人は、申請地を相続により譲り受けたが農業経営が困難になってきたため、申請地を太陽光発電施設用地として整備したいというもの。

1月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認をしています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

この1番、2番の案件ですが、太陽光の案件で出てきましたが、その際に昭和58年頃に家を建られておりそれが無断転用であったため、一緒に申請していただきました。

3番の案件 位置図は、7ページになります。

申請地は、下有知地内、関有知高校の北540mほどに位置する畑、2,592㎡のうち733.55㎡です。申請人は、申請地を相続により取得したが県外に居住しており、申請地の管理が困難になってきたため、申請地を太陽光発電施設及びその通路として整備したいというものです。

1月19日に現地確認をしたところ、畑及び一部雑種地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。

4番の案件 位置図は、8ページになります。

申請地は、池田町地内、池田公園の南110mほどに位置する田500㎡のうち351㎡です。申請人は、賃貸住宅に居住しており、手狭になってきたため、申請地を譲り受け自己用の住宅を建築したいというもの。

1月19日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しております。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

以上4件について、ご審議をお願いします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○1番（早川英雄君）1番、2番の案件について、異議ありません。

○12番（八木豊明君）3番の案件について、異議ありません。

○13番（杉山徳成君）4番の案件について、異議ありません。

○議長（佐藤善一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の4件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は5ページからになります。

1番の案件 位置図は9ページになります。

所有権移転 申請地は、鋳物師屋笠屋区画整理事業地内、天神公民センターの南160mほどに位置する田6筆1,682㎡です。譲受人は、土木建築工事の設計施工管理及び不動産業等を営んでいる法人であり、申請地を譲り受け、分譲住宅敷地として整備したいというもの。譲渡人は、農業

経営が困難になってきたため所有地の一部を譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1月19日に現地確認をしたところ、宅地でした。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

なお、申請地の面積は1,000㎡を超えますが、区画整理の施行により宅地化された案件になりますので、開発要綱の対象にはなりませんので申し添えます。

2番の案件 位置図は10ページになります。

所有権移転 申請地は、鋳物師屋笠屋土地区画整理地内、天神公民センターの南170mほどに位置する田、315㎡です。譲受人は、賃貸住宅に居住しており、家族が増え手狭になってきたため申請地を譲り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、1番の譲渡し人と同一であり譲受人の申し出に応じて、譲り渡すというものです。

1月19日に現地確認をしたところ、宅地でした。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

1、2番共に区画整理事業の仮換地の状態ですので、1番につきましては業者の方が区画が終わって所有権移転をされる際にはまた、事業計画変更が出てくる事になります。

3番の案件につきましては、議案には挙げさせていただきましたが、取り下げになりました。理由としましては、道路法の市道認定がかかりまして、収用絡みという事で農転が要らない所ですし、そういう所で所有権移転はあり得ないという事で取り下げをしていただいております。

4番の案件 位置図は12ページになります。

所有権移転 申請地は、市平賀地内、富岡小学校の東160mほどに位置する畑843㎡です。譲受人は、不動産業を営んでおり、現在申請地の南側に貸駐車場を所有しており手狭になってきたため、申請地を譲り受け、貸駐車場として整備したいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが農業経営が困難になってきたため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1月19日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。事業計画変更の1番の案件と同時許可になります。

5番の案件 位置図は13ページになります。

所有権移転 申請地は、迫間地内、下迫間公民館の西北西430mほどに位置する田180㎡です。譲受人は、建設工事請負業等を営んでいる法人であり、申請地を譲り受け、資材置き場を整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

1月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。

6番の案件 位置図は14ページになります。

所有権移転 申請地は、神明町4丁目地内、稲ログランドの北100mほどに位置する畑171㎡です。譲受人は、賃貸住宅に居住しており、家族が増え手狭になってきたため、申請地を譲り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

7番の案件 位置図は15ページになります。

所有権移転 申請地は、栄町3丁目地内、西部公民センターの南東580mほどに位置する登記

地目田、現況地目畑2筆336㎡のうち245.1㎡です。譲受人は、賃貸住宅に居住しており、家族が増え手狭になってきたため、申請地を譲り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが、農業経営が困難になってきたため、譲り渡すというものです。

1月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

8番の案件 位置図は16ページになります。

所有権移転 申請地は、西仙房（さいせんぼう）地内、緑ヶ丘中学校の東130mほどに位置する登記地目田、現況地目宅地21㎡です。譲受人は、申請地の北側に居住しており、申請地を譲り受け、車庫を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1月19日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書の添付があります。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

9番の案件 位置図は17ページになります。

所有権移転 申請地は、北福野2丁目地内、西部公民センターの北東110mほどに位置する畑204㎡です。譲受人は、申請地を譲り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、市外に居住しており、農業経営が困難になってきたため譲り渡すというものです。

1月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

10番の案件 位置図は18ページになります。

所有権移転 申請地は池尻地内、池尻公民センターの南東320mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地556㎡です。譲受人は、賃貸住宅に居住しており、家族が増え手狭になってきたため申請地を譲り受け、個人用の住宅及び倉庫を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1月19日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。

11番の案件 位置図は19ページになります。

所有権移転 申請地は小瀬地内、赤土坂公民センターの北北西390mほどに位置する田、2筆1,602㎡です。譲受人は、不動産業等を営んでおり、申請地及を譲り受け、宅地分譲地として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1月19日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

以上、所有権移転に関するもの10件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○1番（早川英雄君）1番、2番、4番の案件について、異議ありません。

○4番（早川清治君）5番の案件について、異議ありません。

○7番（清水宗夫君）6番、7番の案件について、異議ありません。

○13番（杉山徳成君）8番、9番、10番、11番について、異議ありません。

○議長（佐藤善一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、議案第3号の3番を除く10件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第4号事業計画変更の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

議案は10ページになります。

1番の案件 位置図は20ページになります。

所有権移転 目的変更 申請地は、市平賀地内、富岡小学校の東160mほどに位置する畑843㎡です。当初事業計画者は、昭和57年4月28日に5条申請にて申請地に賃家住宅を建築する予定であったが、諸事情によりとん挫していたというもの。変更後の事業計画者は、不動産業を営んでおり、現在申請地の南側に貸駐車場を所有しており手狭になってきたため、申請地を譲り受け、貸駐車場として整備したいというものです。

1月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。なお5条4番の案件と同時許可になります。

以上1件のご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○1番（早川英雄君）1番の案件について、異議ありません。

○議長（佐藤善一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○23番（土屋尊史君）当初計画では、3筆1,251㎡ありますが、今回は843㎡だけが事変で85㎡と323㎡は変更なしでそのまま行うということですか。

○事務局課長補佐（長尾成広君）はい。そうです。

○議長（佐藤善一君）他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

他に質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、議案第4号の1件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は11ページからになります。

使用貸借権の設定に関するものについて新規8筆、6件。賃貸借権の設定に関するものについて新規14筆、10件の承認を求められています。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地目は、田が、20筆26,130㎡。畑が、2筆1,411㎡です。地区は、千疋、広見、肥田瀬、池尻、下有知、武芸川町高野、平、谷口、黒屋地区。設定移転を受ける方は、臼井求さん外12者です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について事務局からの説明を求めます。

○事務局課長補佐(長尾成広君) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出 賃貸者の合意解約の届出について、説明させていただきます。

議案は14ページになります。今回1件の届出があります。

番号1の案件 賃借人亀山美和。小瀬地内の田2筆1,602㎡です。合意解約日は、平成28年12月26日です。

○議長(佐藤善一君) 以上をもちまして、議案の審議はすべて終了いたしました。その他について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長尾成広君) 農業委員、農地最適化推進委員の募集についてですが、今週2月8日水曜日から3月7日までの4週間が推薦募集の期間です。出来るだけスムーズに募集が行われるように願っております。前にお話しさせていただきましたが、下呂市さんは4週間の募集で人数が不足その後4度募集され、最後には余分になり1人お断りをしたそうです。地区によっては今回の制度改正で農業委員、最適化推進委員の人数が増えたり減ったり組み合わせが変わったりしていますので、その辺りを周知して進めたいと思います。地元で分からないことがあった場合は、説明に伺いますので、何なりと聞いていただければと思います。関市内の農協の全支店に相談があるかもしれないので、選考に農協が関係あるなしに関わらず説明に伺いました。

また、婚活イベントについてですが、3月25日土曜日に関観光ホテルで開催します。今回は会場の都合により初めて土曜日に開催いたします。毎回女性の応募が少ない所に今回は土曜日ということで更に少ないのではないかと予想されますので、こちらにもスムーズに開催出来るよう、みなさまにもお声掛けをしていただいたりご協力をよろしくお願いいたします。

次回の総会は、3月8日水曜日午前10時から、市役所6階大会議室で行います。

○議長(佐藤善一君) 他にご意見等ありますか。

○22番(加藤政比古君) 全国的にも農地の担い手が70歳を超えてきたということです。都市部の農地はいいと思いますが、上之保や洞戸板取などの山奥の農地について、あと5~6年で荒廃してしまうと思うんです。農水省では受け皿がどうのという話はあるけれど、僻地については受けてくれません。結局、所有者が固定資産税を払って草刈をして管理していくしかない。先日の上之保の農政推進委員会では、跡取りが居ないし市に寄付で貰ってもらえないかと聞いたら、そういう事は行っていないという事でした。山林も同じ事ですが、年々そういう所が増えてきているのでどうにかならないですか。

また、農地を保全するように言っている農水省に対して、経済産業省などは太陽光発電施設を推進して農地の転用を進めているという事に矛盾を感じております。

また、農振地域については、村の時代には地権者の知らないうちに、受益面積を多くして農地を保全するという事で、農振にしてあった。いざ何かしようとする、除外が必要となる。何十年も荒廃してしまっている畑が農振になっていたり、残土捨て場になっている農振地域もある。法については何年かに一回見直しをしてみえると思うが、そういった所を農業委員会を掛けずに簡単に除外出来るように山間僻地の声として改正してもらえるように働きかけてもらえませんか。

○事務局長（足立光明君）貴重なご意見をありがとうございました。いろんな問題を含んで改正していく必要があると思いますが、しっかり研究していろんな所と調整して進めていきお願いしていくものにしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○事務局課長補佐（長尾成広君）農地台帳では3,000ha農地がありますが、農業センサスなどの調査では実際の耕地面積は2,500haです。500ha分は現況が山林などになっている農地が農地台帳に載っているのが現状です。おそらく旧町村で農振農用地になってて、農地にカウントしているのだと思われます。今後、農業委員さんや農地最適化推進委員さんにご協力いただき、そういう所を非農地通知を出して除外していく作業をしていかなければいけません。平成26年に農地台帳の整備が法定化され、今後3年間の課題になります。またご協力よろしくお願いします。

○22番（加藤政比古君）それともう一つ質問ですが、柚子は農地に作るのはセイフと分かっていますが、和紙の原料の楮を作るのは、セイフかアウトかどうですか。傾斜地に楮は適しているという事で、今はお茶を作っているんですが、もうお茶も作れなくなるので、楮はどうかという話が出ました。

○事務局課長補佐（長尾成広君）林産物か農産物かというところもありますし、美濃市や農林事務所などに確認し、後日回答させていただきます。

○議長（佐藤善一君）これをもちまして閉会といたします。ご苦勞様でございました。

午前11時4分閉会

本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを証するためにここに署名する。

議長 関市西神野1665番地

⑩

31番 関市戸田207番地

⑩

32番 関市豊岡町2丁目1番18号

⑩
